

公害紛争処理制度の特長

(1) 専門的知見の活用

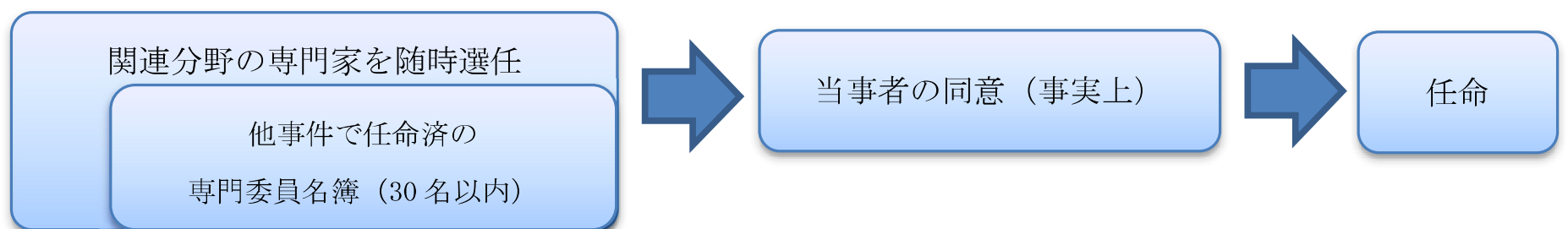
公害等調整委員会では、これまでの運用を通じて、医学・化学・地質学・音響学といった、関連分野における専門的知見を確保する体制・ノウハウを確立しています。

① 専門委員

ア 民事訴訟における鑑定人・専門委員との異同

	鑑定人 (民事訴訟)	専門委員 (民事訴訟)	専門委員 (公害等調整委員会)
役割	鑑定事項判断	専門的知見補充	総合アドバイザー
職権	×	○	○
証拠能力	○	×	○
費用	訴訟費用	国費	国費
候補選定	事件毎	名簿	事件毎
意見聴取	○ (事実上)	○ (法律上)	○ (事実上)

イ 任命手続



ウ 審理の過程における役割

- i 現地調査・当事者等へのヒアリングに立ち会う
- ii 調査事項について、専門家として裁定委員会へアドバイス
- iii 調査結果に対し、専門的知見からの評価を加えた意見書を作成、提出
→ 意見書は職号証として活用

② 職権調査

- 委員、事務局職員や専門委員等による現地調査
- 必要に応じ、民間の調査会社等へ委託し、調査を実施
 - ・調査実施前：当事者の主張内容や現地調査の結果を基に、専門委員の助言も踏まえ、調査内容・方法を決定（その間、当事者へ意見照会）
 - ・調査実施後：調査結果に対し、専門委員が意見書を作成

(2) 機動的な資料収集・調査

事件係属後、事務局等が早期に被害発生地等へと赴き、紛争の実情を把握

⇒ 紛争解決の方針（ex. 調査の要否、職権調停の可否）を迅速に決定します。

* 迅速な実情把握、当事者等との話合いの結果、3か月～6か月で調停が成立する例もあります。

(3) 迅速な解決

(1)(2)を活かした審理であるため、公害紛争の迅速な解決が期待できます。

なお、公害等調整委員会では、裁定事件の標準処理期間を、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としています。

(4) 低廉な費用

以下の表のように、公害等調整委員会への事件の申請手数料は裁判に比べ低く抑えられています。